

霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正について

霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 25 年 12 月 9 日提出

霧島市長 前 田 終 止

霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例（平成22年霧島市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附則第 2 項中「平成26年 3 月31日」を「平成27年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

現下の社会経済情勢において、依然として改善の兆しが見られないことを勘案し、国民健康保険税に係る課税の特例を 1 年間延長し、納税者の負担軽減を図るため、本条例の所要の改正をしようとするものである。